



## 草津線地域サポーター支援事業費補助金 企画提案募集要領（第1次募集）

滋賀県草津線利用促進プロジェクト（利用促進 PJ）では、地域の皆様による草津線の活性化に向けた取組を支援するため、「草津線地域サポーター支援事業費補助金」による助成を実施しています。補助金を活用した事業について、沿線の皆様からの企画提案を募集しますので、皆様の積極的なご提案をいただきますようお願い申し上げます。

### 草津線活性化事業の経費を助成します（最大10万円）

#### 1. 募集対象：

- 補助対象団体：草津線沿線地域（草津市、栗東市、湖南市、甲賀市、伊賀市、日野町）に所在する企業・団体・グループ（法人格の有無は問いません）
- 補助対象事業：草津線の活性化を主たる目的とし、草津線の活性化に資すると認められる事業  
(例)草津線の利用者増加や駅の賑わい創出を目的としたイベントの開催  
(例)駅・駅周辺の美化、装飾など、駅の魅力向上を目的とした取組  
(例)地域住民のマイステーション意識の醸成を目的とした取組

#### 2. 補助率・補助限度額：

補助対象団体	補助率	補助限度額
法人格のある団体	5/10以内	100,000円
法人格のない団体	8/10以内	100,000円

- 募集期間：【1次募集】令和8年（2026年）6月19日（金）9:00～7月8日（水）17:00※必着（1次募集での採択数が予定に満たない場合は、2次募集を行う場合があります）

- 提出書類：企画提案書（別記様式）※日野町交通環境政策課（交通政策担当）にご提出ください。

#### 5. 提案事業の採択：

申請のあった事業について、滋賀県（事務局）、沿線市（同盟会加入市）、日野町で審査を実施し、7月下旬をめぐりに採択事業を仮決定します。

※審査では、草津線の利用促進を主たる目的としているかや、草津線の利用促進に繋がる工夫、草津線活性化効果、新規性等について評価を行います。

#### 6. 補助金支払までの流れ：

企画提案書の提出（申請団体）→採択仮決定→交付申請（申請団体）→交付決定→事業実施（申請団体）→実績報告・補助金請求（申請団体）→補助金支払

#### 7. 備考

- 全体として別目的の事業であっても、その一部に草津線の利用促進等を目的とする部分がある場合は、その部分に限って補助対象とします。
- 専ら営利を目的とするもの、特定の政治・宗教活動にあたるもの、構成員の親睦を主たる目的とするもの、公共の福祉に反するもの、安全確保の措置が不十分なものの、法令、規則等に違反するもの、年度内に完了しない事業等は、補助対象となりません。

- ・採択にあたっては、補助対象とするにあたっての条件を付すことがあります。
  - ・制度の詳細は「[草津線地域サポーター支援事業費補助金交付要綱](#)」を確認してください。交付要綱および申請様式等は、日野町 HP の他、滋賀県 HP、草津線利用促進プロジェクトポータルサイトに掲載しています。
- (<http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/koutsu/336650.html>)

◆問い合わせ先・提出先一覧

- ・事前の相談も受け付けておりますので、お気軽にご相談ください)
- ・企画提案書は、窓口または郵送、メールにてご提出ください。

自治体名	部署名	連絡先
日野町	交通環境政策課	〒529-1698 蒲生郡日野町河原一丁目 1 TEL 0748-52-6523 FAX 0748-52-2043 koutsu@town.shiga-hino.lg.jp

草津線利用促進プロジェクト（滋賀県草津線活性化・複線化促進期成同盟会）  
事務局（滋賀県交通まちづくり政策課内）  
[TEL:077-528-3684](tel:077-528-3684) Email:ra0006@pref.shiga.lg.jp